

UR 都市機構の業務フィールド

UR 都市機構は、都市再生フィールド、住環境フィールド、災害復興フィールド、郊外環境フィールド、の4つのフィールドで業務を進めています。

都市再生フィールド



民間事業者や地方公共団体と協力し、都市再生を推進します。

21世紀に誇れる都市をめざして、都市の活力を取り戻し、魅力と国際競争力を高めることは、我が国が、優先的に取り組むべき課題です。UR 都市機構は、構想・企画・諸条件などのコーディネートおよびパートナーとして事業参画し、民間事業者や地方公共団体などと連携しつつ、全国の都市再生を推進します。

住環境フィールド



賃貸住宅を適切に維持管理し、豊かな生活空間を提供します。

都市基盤整備公団から受け継がれた約77万戸の賃貸住宅ストックは、国民共有の貴重な財産です。現に居住されている方々との信頼関係を大切にし、維持管理を行うとともに、都心居住の推進や高齢者の居住の安定確保、子育て環境の整備など、住宅政策上の課題に対応するため有効活用を図り、快適な住環境を提供していきます。

災害復興フィールド



被災地の復興や都市の防災機能強化を支援します。

近代的な大都市圏がはじめて被災したことで、人々に大きな衝撃を与えた阪神・淡路大震災。10年を経過した今も、罹災された方々の心に大きな傷跡を残しています。当時、私たちは、少しでも早く多くの人に笑顔が戻るよう復興支援に取り組みました。このような未曾有の被害からまちを復興支援する事業を行います。

郊外環境フィールド



安全で快適な郊外生活を実現するまちづくりをめざします。

これまで約300地区のニュータウンの整備を手がけ、宅地需要に対応し、国民の居住水準の改善に貢献してきました。今後は、少子高齢化への対応、環境共生、安全・安心なまちづくりをテーマに地域の特性を活かし、魅力ある郊外や地方居住の実現を図り、事業の早期完了をめざします。

平成17年度 主な業務実績

①事業実績

都市機能更新事業	市街地再開発事業(大都市圏) 5地区-北仲通、霞ヶ関三丁目南地区ほか
	土地区画整理事業(大都市圏) 16地区-大手町、大阪駅北地区ほか
	市街地再開発事業(地方都市) 2地区-沖縄中の町A、鹿屋市北田大手町地区
	土地区画整理事業(地方都市) 2地区-水戸駅南口、静岡東部拠点地区
土地有効利用事業	土地有効利用事業 54地区-大手町、大阪駅北地区ほか
防災公園街区整備事業	防災公園整備 8地区-柏市中原一丁目地区ほか
居住環境整備事業	市街地再開発(直接施行) 17地区-曳舟駅前地区ほか
	市街地再開発(協調型) 12地区-大崎駅東口第3地区ほか
	民間供給支援 5地区募集 1,410戸相当-太子堂地区ほか
	再開発分譲住宅 340戸発注-曳舟駅前地区
賃貸住宅事業	賃貸住宅建設 4,229戸発注(建替事業3,641戸含む)-草加松原団地ほか
	建替事業 事業実施103地区 事業着手4地区2,520戸-高根台団地(第Ⅲ期)ほか
	増改築事業 7,183戸発注
	高齢者向け優良賃貸住宅 2,054戸発注
ニュータウン整備事業	大都市圏 60地区-つくばエクスプレス関連事業ほか
	地方都市(住宅整備地区) 9地区-盛岡南新都市ほか

②供給・販売実績

賃貸住宅	新規供給戸数5,694戸 管理戸数767,362戸-トルナーレ日本橋浜町、プロムナード荻窪ほか
既成市街地整備改善	整備敷地譲渡(都市機構更新) 4.9ha-あまがさき緑遊新都心地区ほか
	整備敷地譲渡(土地有効利用) 13ha-池上新町三丁目、西浅草三丁目ほか
	整備敷地譲渡(防災公園街区) 1.3ha-堺市鳳南町三丁目ほか
	整備敷地譲渡(居住環境整備) 33.1ha-豊洲、東雲地区ほか
	施設譲渡(居住環境整備) 2.7ha-薬院大通西地区ほか
市街地整備改善特別 (ニュータウン整備)	敷地賃貸(居住環境整備) 11.7ha-南千住地区ほか
	大都市圏(分譲) 467.2ha-研究学園都市、多摩ニュータウンほか
	大都市圏(賃貸) 126.1ha-北神戸第二第三、千葉ニュータウンほか
	地方都市(分譲) 42.7ha-鳥栖北部丘陵新都市ほか
特定公園施設	地方都市(賃貸) 24.3ha-盛岡南新都市、山形新都市ほか
	16公園-国営昭和記念公園、海の中道海浜公園ほか
都市公園建設等の受託	公園受託(工事) 27件-千葉市総合スポーツ公園ほか
	公園受託(設計) 11件-宇部市中央公園ほか

平成 17 年度 年度計画（環境関連部分の抜粋）

UR 都市機構は、独立行政法人通則法に基づき、主務大臣である国土交通大臣が定めた中期目標を達成するため、各年度ごとにその事業年度の業務運営に関する年度計画を定めています。

このうち、環境配慮に関する内容を、「1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります」と「2. 環境に配慮して事業を進めます」の二つに分類して、以下に整理しました。

1. 環境にやさしいまちや 住まいをつくります

（1）都市再生拠点の重点的な整備

①大都市における都市再生拠点の整備

大都市における拠点を再生する事業で、大規模工場跡地等の土地利用の再編等に民間事業者の参画を促進するため、関係権利者の合意形成、事業推進体制の立ち上げ、事業計画の策定等のコーディネート、基礎的条件整備としての面整備、道路、公園、下水道等の関連公共施設の整備を実施し、民間の都市開発事業が実施されるための条件整備・支援を行う。

②地方都市における都市再生拠点の整備

地方都市の市街地の整備改善について、民間事業の誘致・誘導を図ったり、民間投資を引き出すため、地域の実状に応じ、地域資源の掘り起こし、民間需要を喚起・創造する仕組みづくり等のコーディネート、基礎的条件整備としての面整備、主要な駅周辺や中心市街地の道路等の関連公共施設整備を実施し、民間の都市開発事業が実施されるための条件整備・支援を行う。

③民間による都市再生拠点整備を支援するための取り組み

地域資源や人材の活用、歴史・文化等を活用した美しく個性的なまちなみ形成を行うため、民間事業者とのネットワークを強化、形成する。

（2）密集市街地等の整備改善による都市の防災性の向上

①密集市街地の整備改善

防災上危険な建築物の建替えの促進による

耐震不燃化の向上、避難地・避難路等の防災公共施設の整備等を行い密集市街地の整備改善を進めるため、多数の地権者等の意見調整、関係行政機関との計画調整等のコーディネート業務を積極的に行う。

②防災公園等と周辺密集市街地等の一体的な整備

周辺密集市街地等の整備改善と一体的に、避難路の確保、延焼の防止、沿道の高度利用を可能とする防災環境軸整備を実施するとともに、地震災害時に避難地や防災活動拠点として機能する防災公園の整備を実施する。

（3）都市再生に資する都市公園整備

自然環境の創出再生、都市の防災性の向上等を通じて都市の再生を図る都市公園の整備を地方公共団体の委託に基づき実施する。

（4）民間事業者による良質な賃貸住宅ストックの形成等

民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するため、都市基盤整備公団から承継した土地及び新たに取得した土地について敷地整備を行う。民間支援の取り組みにもかかわらず民間事業者による供給が行われない場合に限り、市場補完として機構が建設する。

（5）既存賃貸住宅ストック等の再生と活用

団地毎の特性に応じた既存賃貸ストックの効果的な再生・活用を図るため、地方公共団体や民間事業者との連携によるまちづくりと一体となった建替事業、少子高齢化や多様なニーズに対応し、LDK化、洋室化等の間取りの改善、バリアフリー化などの住宅性能の向上を図るためのリニューアルによる改良等を実施する。

(6) 賃貸住宅の適切な管理等

国民共有の貴重な財産である都市基盤整備公団から継承した賃貸住宅の管理等については、居住者の居住の安定・管理水準の向上を図りつつ、適切な維持管理に努める。このため、省エネルギー推進の観点から平成17年度中に建設する機構の賃貸住宅について、平成11年省エネルギー基準に対応した措置を100%実施、住宅の基本性能等の向上及び少子高齢化社会に対応する安全性能向上を目的とした計画修繕等について取り組む。

(7) ニュータウン整備事業

土地の早期供給・処分のため、執行管理を確実に計画的な事業完了を目指す。国民の居住ニーズの個別化、多様化、高度化の動向を踏まえ、多様なライフスタイル、居住ニーズに対応した選択肢を提供するため、宅地募集の都度実施する顧客への意向調査や、毎年実施する民間住宅事業者説明会、施設誘致企業説明会等を通じて、ニーズを幅広く捉え、「新・郊外居住」等の商品企画に反映する。

(8) 特定公園施設の管理

新規施設の整備は行わず、既存施設の管理に限定する。

既存施設の管理については、老朽化が進んだ施設のリニューアルやバリアフリー化など公園利用者への適切なサービス提供を確保する。

(9) 分譲住宅業務等

分譲住宅業務を完了するため、住宅建設工事未着工敷地の過半について供給を行う。

①都市の自然環境の適切な保全等

機構による賃貸住宅建替え等においては、既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水かん養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。

②建設副産物等のリサイクルの取り組み

平成17年度において、循環型社会の形成に取り組むため、国の「建設リサイクル推進計画2002」で定められた建設副産物の再資源化率等の目標値（平成17年度まで）の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルに努める。

(再資源化率)

アスファルト・コンクリート塊 98%以上

コンクリート塊 96%以上

建設発生木材 60%

(再資源化・縮減率)

建設発生木材 90%

建設汚泥 60%

建設廃棄物全体 88%

(有効利用率)

建設発生土 75%

さらに、機構による賃貸住宅建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

③環境物品等の調達

環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）に基づき行うこととし、平成17年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

2. 環境に配慮して事業を進めます

(1) 環境への配慮

機構による事業実施に当たっては、次の取組を実施することにより都市の自然環境の適切な保全等に資するとともに、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達に積極的に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

(2) バリアフリー化の推進

UR都市機構が建設する賃貸住宅について、手すりの設置、広い廊下幅の確保及び段差の解消がなされたバリアフリー仕様とするとともに、既存賃貸住宅について、改良等により上記仕様の全部又は一部に対応したバリアフリー化を図る。これらの措置によりバリアフリー化を図った住宅の割合を中期目標期間中に機構の賃貸住宅ストック全体で4割とするため、着実に取り組む。また、民間供給支援型賃貸住宅制度によって整備された賃貸住宅においても、バリアフリー仕様により供給されるよう条件整備を行うとともに、機構が整備する公共性が高い建築物についてもバリアフリー化の推進に努める。

(3) 調査研究の実施、技術力の維持向上

都市や社会情勢、市場動向及び顧客ニーズ・満足度等を把握し、事業的的確な実施及び先駆的事業分野への展開に資するため、都市再生、コミュニティ再生、ストック再生、環境共生、都市防災、少子高齢化社会対応、これらに係わるアウトカム指標等の事項について、調査研究や技術開発及び試験等を行う。

(4) 環境報告書の作成

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)に基づき、環境配慮の目標及び計画等を定め、環境報告書の作成に着手する。

(5) 研究成果・技術力等の社会還元

必要に応じ民間等との共同研究を活用するほか、蓄積した研究成果、技術力等を社会へ還元するため、研究報告会開催、研究所の一般公開(3日程度/週)及び特別公開、調査研究期報の発行等の情報提供を積極的に行う。

(6) 地域住民・地方公共団体、民間事業者等との緊密な連携推進

都市再生のためのUR都市機構の業務への理解、協力を得て、円滑に業務を実施するため、地域住民・地方公共団体、民間事業者等との緊密な連携を図り、適時適切な事業内容の説明、意見交換等を実施する。

①地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーション

都市再生を成し遂げるには、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。

②民間事業者のニーズを汲み取った事業構築

民間事業者による都市の再生の条件整備を図ることが機構の目的であることに鑑み、都市再生パートナーシップ協議会などを通じて民間事業者との意見交換を定期的かつ適時にを行い、そのニーズ・意向等の把握に努める。

(7) 住宅性能表示の実施

住宅の質を確保し、利用者に対する説明責任の向上の観点から、平成17年度中に建設するUR都市機構の賃貸住宅について、住宅性能表示を100%実施し、募集パンフレット等を用いて情報提供する。

(8) 積極的な情報公開

①財務内容の公開

財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等において、省令による経理区分の各事業毎にその経営成績の詳細を明らかにし、セグメント情報を開示する。その公開に当たっては、通則法に基づき各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。

②ホームページの充実

インターネットホームページを、重要な情報発信のツールに位置付け、内容を充実し、利用者にとって価値のある情報の発信を行う。

③広報誌・事業パンフレット等による広報

機構の目的や業務及び事業の内容について、広報誌・パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。

UR 都市機構の環境配慮 50 年の歩み

昭和30年からの50年にわたるUR都市機構の都市環境・居住環境整備に関する取り組みを時代とともにご紹介します。(なお、実際には時代によって組織名称が異なりますが、ここでは全てUR都市機構と呼称しています。)

昭和30年代

新しい住様式普及とニュータウン開発の始まり

昭和30年、生活水準は戦前のレベルに回復する一方で、まだ280万戸の住宅が不足していました。この住宅難を解消するため日本住宅公団は設立されました。

この時代の課題は、大量の住宅不足解消のため、効率的に衛生的な住宅を供給することでした。郊外のニュータウン開発に着手する中で、大量生産への対応、新しい居住環境の整備、新しい居住スタイルの提案という大きなテーマに取り組みました。大量生産への対応としては、公団住宅の設計基準の作成や初の住宅量産工法など、新しい居住環境の整備としては、污水处理施設の開発や日照を重視した住棟配置、団地内の歩行者空間の充実などに取り組みました。これらの技術開発は、同時に新しいライフスタイルを提案することにつながり、家族が別々の部屋で就寝する個室を提案しました。また、浴室や水洗便所を備え、食事の場所と寝室とを別にするダイニングキッチンスタイルの公団住宅は、新しい



昭和30年代のダイニングキッチンの様子
金岡団地(大阪府堺市)

時代の住生活を提案し、「団地族」という流行語を生み出了。



ひばりが丘団地(東京都東久留米市ほか)

昭和40年代

大規模開発と大量供給

高度経済成長により大都市への人口集中が起こり、都市近郊では道路や下水の整備が追いつかない無秩序な宅地開発が行われはじめ、スプロールの弊害が大きく取り上げられるようになり、計画的な市街地開発への要請が高まってきました。また、第二次全国総合開発計画に基づき、大都市に集中した人口や産業を地方に分散させて、地域産業の支援を行い、バランスの取れた国土の発展と地域の振興を図ることを目的として昭和49年に地域振興整備公団が設立されました。

この時代の課題は、引き続き良好な住宅供給を進めることと、スプロール防止のための計画的な大規模ニュータウンの開発が挙げられます。大量生産への対応、新しい居住スタイルの提案に、広域的な基盤施設の整備、大規模開発における環境創造というテーマが加

りました。大量生産への対応としては、高層住宅への展開、共同住宅の大型PC版によるプレハブ工法の本格化など、広域的な基盤施設の整備では、広域専用水道システム、単独公共下水道システムの導入など、また大規模開発における環境創造では、治水対策としての雨水流出抑制と丘陵地の自然環境との調和、自然地形を活用した都市整備などに取り組みました。



多摩ニュータウン(東京都多摩市ほか)

昭和 50 年代

需要多様化への対応と総合的住環境づくり

昭和50年に大都市周辺における公共施設などを含めた総合的な開発を目的として宅地開発公団が設立されました。しかし、オイルショックによる経済・社会への影響は大きく、大都市圏への人口流入は一旦ストップしました。まちづくりの面では、第三次全国総合開発計画で定住圏構想が掲げられ、これまでのベッドタウンだけの開発から総合的な住環境づくりが求められるようになりました。量の時代から質の時代への転換です。このような動きを背景に、昭和56年に住宅、宅地の2つの公団を統合して住宅・都市整備公団が発足しました。また、50年代後期になると、「持続可能な開発」という言葉が国連環境会議でとりあげられるなど環境の時代の到来を予感させる時代でもありました。

この時代の課題は、広域的な基盤施設の整備、大規模開発における環境創造という前期から引き続くテーマに、オイルショックに伴う



いわきニュータウン(福島県いわき市)

省資源・省エネルギーへの取り組みの課題が加わるとともに、高度経済成長を通じて豊かになってきた国民の暮らしを反映して、多様な居住スタイルへの対応が必要となってきました。大規模開発における環境創造については、団地全体の雨水浸透工法、生物生息空間の保護など、省資源・省エネルギーへの取り組みとしては、省エネルギー対応の住宅、ごみ焼却排熱利用地域暖房の導入など、また多様な居住スタイルへの対応として、タウンハウスなどの多様な住宅の企画・設計、美しい景観形成手法の開発などに取り組みました。



おゆみ野四季の道(千葉市)

昭和から平成へ

住宅地から都市づくりへ、複合多機能都市の創出

昭和61年ごろから始まった急速な景気回復は平成3年まで続き、急速に進む都心部の乱開発とそれに伴う地価の高騰を生みしました。そして平成3年にはバブルが崩壊、その後わが国は大規模な景気低迷に遭遇すること

になり、急激な上昇から急激な下降へと大幅な変動の時代となりました。またこの時代の後半から地球環境問題が顕在化し、オゾン層保護法（S63）をはじめ、リサイクル法（H4）、地球サミット（H4）、生物多様性条約（H5）、地球温暖化防止条約（H6）など、わが国においても地球規模での取り組みが求められはじめました。

この時代は、前期から引き続く開発における環境創造という課題が、バブル期には開発における環境の保全と創造という高度な課題に膨らむ一方で、地球環境時代のさきがけとして生物多様性への取り組みが求められるようになりました。また、バブル期のなかで多様化する居住スタイルのニーズへの対応が必要でした。そして、省エネルギー、省資源へのより一層の取り組みが進められました。開発における環境創造としては、流域の水循環、薄層土壌による屋上緑化研究、わが国ではじめての住宅団地におけるビオトープの整備など、多様化する需要に対しては、新しい住宅プランなどの生活提案、パブリック・アートの設置など、省資源・省エネルギー対策として、コンパクトエネルギーシステムを採用した住宅、ニュータウンにおける熱供給事業、わが国の先駆けとなるコンクリート廃材のリサイクルなどに取り組みました。



光が丘パークタウン（東京都練馬区）



サンヴァリエ桜堤（東京都武蔵野市）

たり前のものとされていた安全・安心に対する本格的な見直しが始まりました。また、バブル期の不良債権処理の取り組みも本格的に始まり、都市内の遊休地を活用した都市再生の取り組みも始まりました。そしてもう一つの大きな流れとして、平成9年京都で開催されたCOP3において「京都議定書」が採択され、地球環境問題への対応があらゆる分野で求められるようになりました。

この時代の課題は現在も引き続く大きな課題です。UR都市機構は、「環境配慮方針」に掲げた、①都市の自然環境の保全・再生、②まちや住まいの省エネルギー、③資源の有効利用と廃棄物の削減、④まちや住まいの安全・安心、快適性、⑤環境に配慮したライフスタイルという5つの大きな課題に、現在も取り組みを続けています。①では、環境共生に配慮したまちづくり整備指針の策定、②では、長寿命住宅である機構版SI住宅の開発、リサイクルの推進、③では、太陽光発電システム、次世代省エネルギー基準の導入、④では、シックハウス対策、震災復興の取り組み、⑤では、居住者やNPOとの協働によるまちづくり、以上のようなさまざまな課題に先導的な取り組みを進めているところです。

平成7年～

復興まちづくりから環境共生へ

平成7年の阪神・淡路大震災はわが国の社会に大きな衝撃を与えました。わが国では当

UR都市機構の環境配慮 50年の歩み(年表)

昭和30年代

280万戸の住宅不足を解消するため日本住宅公団が設立され、DKなど新しい時代の住生活を提案してきました。

昭和40年代

高度経済成長による大都市への人口集中に対応すべく、ニュータウン開発をはじめ、大量の住宅供給を支える技術開発に取り組んできました。

昭和50年代

石油ショックによる省エネルギーの推進や、多様化する住まい方に応える質の高い居住環境の整備など、量から質への転換に対応してきました。

都市の環境基盤の整備

新しい居住環境の整備

- ・日照を重視した住棟の南面平行配置
- ・団地内のオープンスペース・プレイロットの連結による歩行者空間の充実

樹木の利活用

- ・自然地形と現況林を保存した団地整備 (S34 御影団地)

雨水の流出抑制

- ・調整池の整備 (S35 東久留米団地)

基盤施設の整備

- ・污水处理施設開発・建設 (S31)

都市の骨格としての環境整備

- ・歩車分離、日本初の歩行者専用道路 (S44 東久留米団地)
- ・緑の保全と利用を結合したグリーンマトリックス計画 (S48 港北NT)

生物生息空間の保護

- ・生物保護区を指定した公園整備 (S57 港北NT 鴨池公園)

土地の有効活用と安全性の確保

- ・浸透工法の採用 (S40 国立富士見台)
- ・洪水時だけ水がたまる低床花壇 (S41 あやめ台団地)
- ・真空集塵システム (S49)

基盤施設の広域化

- ・広域専用水道システムとの連携化

- ・緑の都市賞建設大臣賞 (S58 多摩NTの緑とオープンスペース)

資源の有効利用

- ・中水道を活用したせせらぎ (S53 芝山団地)

大量供給への対応

- ・日本建築学会賞 (S37 団地建設の開発向上に関する一連の技術的業績)

設計基準の確立

生産工法の開発

- ・ティルトアップ工法の採用 (S33)
- ・量産試験場開設 (S38)

- ・多摩ニュータウン着工 (S41)
- ・内装パネル化 (S41)
- ・内断熱工法 (S42)
- ・全国统一標準設計 (S42)

まちや住まいの省エネルギー

エネルギーの効率的利用

- ・ゴミ焼却排熱利用の地域冷暖房 (S51 森之宮、S58 品川八潮)
- ・屋根外断熱本防水工法 (S52)
- ・住棟太陽熱利用給湯システム (S56 鳴海第3)

新しい居住スタイルの提案

- ・日本都市計画学会石川賞 (S38 常磐平住宅団地の計画)

新しい住宅様式の提案

- ・食寝分離 (DKスタイル) の提案 (S30)
- ・就寝分離 (個室) の提案 (S30)
- ・1DK住宅の供給 (S32 武蔵野緑町)

共用施設の整備・充実

- ・プレイロット・児童遊戯施設の整備
- ・集会所 (S31 光ヶ丘)
- ・団地ファニチャーへのアーティスト登用 (S33 東鳩ヶ谷)
- ・テニスコートの整備 (S34 ひばりヶ丘)

- ・共同菜園 (S46 小川団地)
- ・親子ペア住宅 (S47)
- ・ホーロー浴槽 (S47)

市民参加

- ・自然林復元の市民運動「どんぐり作戦」 (高蔵寺NT)

多様な居住スタイルへの対応

多様な住宅メニュー

- ・タウンハウス (S50)
- ・標準設計の廃止 (S53)
- ・バリアフリー住宅 (S54)
- ・ニューモデル中層住宅 (S56)
- ・全電化住宅 (S58)
- ・システムキッチン (S59)

市民協働

- ・コーポラティブ住宅 (S53)
- ・市民参加型公園計画 (S57 港北NT)

昭和から平成へ

バブル経済の崩壊という社会情勢の変化と並行して、住宅主体の開発から、様々な都市施設を備えた複合的なまちづくりへと重点を移行してきました。

平成7年～

阪神・淡路大震災の復興への支援をはじめ、密集市街地の改善や工場跡地の土地利用転換など、都市基盤の再整備に取り組んできました。

未来へ向けた取り組み

政府の掲げる都市再生の取り組みを推進し、人が輝く都市を目指して、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。

都市の自然環境の保全・再生

緑化技術の開発

- ・植栽が育ちやすい土壌改良 (S63)
- ・流域水循環整備モデル事業認定第1号 (H5 八王子みなみ野)

- ・緑の都市賞内閣総理大臣賞、日本造園学会特別賞 (H8 港北NTグリーンマトリックスシステム)

- ・グリーンバンクシステムの本格実施 (H8)

多目的な施設とビオトープ

- ・調整池を活用したビオトープの整備 (H4 高槻・阿武山団地)

- ・屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール環境大臣賞 (H15 アーベインピオ川崎)

環境共生型まちづくり

- ・地域資源を活かした環境共生型まちづくり (H15 坪井、H17 葛城地区)
- ・環境共生住宅認定 (H15 ハートアイランド新田)

資源の有効利用と廃棄物の削減

資源の有効利用

- ・雨水を修景施設に活用 (S62 相模大野)
- ・コンクリート塊の再利用 (H4 相模大野)
- ・伐採樹木によるチップ舗装 (H4 飯能南台)

- ・リサイクル推進功労者賞内閣総理大臣賞 (H7 コンクリート塊団地内リサイクル)

- ・生ゴミコンポスト (H11 サンヴァリエ桜堤)
- ・リサイクル発泡三層塩ビ管 (H13)
- ・KSI住宅 (H14 シティコート目黒)

- ・土木学会地球環境貢献賞 (H14 建替事業の建物分別解体・回収の取り組み)

建設副産物の再利用

- ・再生コンクリートを利用した集会所 (H17 幸礼団地)

- ・省エネルギー建築賞 (S62 鳴海第3、H1 アーバニア千代田他)

- ・ヒートポンプと排熱利用のコンパクトエネルギーシステム (S62 アーバニア千代田)
- ・コージェネレーションシステムの導入 (H2 パレール川崎)
- ・河川水利用給湯システム (H3 大川端リバーシティ)

- ・太陽光発電集中連携システム (H9 いわきNT)
- ・ピークアラーム機能付分電盤 (H12)

まちや住まいの省エネルギー

- ・次世代省エネルギー基準の導入 (H15)
- ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (H16 アーベインなんばウエスト)

- ・日本建築学会賞 (H5 光が丘地区複合開発の先駆的開発事業に関する一連の業績)

快適な住宅の整備

- ・シニア住宅 (H2)
- ・デザインガイドライン (H3 幕張)
- ・パブリックアート (H6 ファーレ立川、H8 新宿アイランド)

- ・自然保護団体との協働によるカタクリ移植 (S60 多摩NT長池公園)
- ・小学生参加のワークショップによる公園づくり (H6 仰木)

まちや住まいの安全・安心、快適性

- ・日本建築学会賞 (H8 新宿アイランド環境デザインを重視した複合拠点形成の業績)

- ・震災復興まちづくり
- ・ユーマイク住宅 (H7 アバンドーネ原5番街)
- ・常時小風量換気システム (H8 シーリアお台場)
- ・階段室型共同住宅EV・高齢者仕様EV (H12)

- ・グッドデザイン賞 (H16・17 東雲キャナルコート CODAN)

- ・スーパー防犯灯 (H15)
- ・シックハウス対策最高等級仕様 (H16)
- ・安心安全まちづくり協議会 (H17 流山新市街地)

環境に配慮したライフスタイル

コミュニティ形成の促進

- ・緑のワークショップ (H8 武蔵野緑野パークタウン)
- ・コミュニティアート (H10 南芦屋浜)
- ・NPO フュージョン長池とネチャーセンター (H11 多摩NT)

- ・緑の都市賞内閣総理大臣賞 (H14 八王子みなみ野シティ)

- ・黒川はるひ野 グリーンネットワーク活動 (H14 黒川)
- ・市民緑地制度を活用した街山づくり (H17 おゆみ野)